

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会・第12回理事会議事録

- 日時：平成25年5月28日（火）14:00～17:10
- 場所：県庁4階第4会議室
- 出席（役員）：中野義勝、西平守孝、泡瀬干潟を守る連絡会（桑江直哉）、沖縄エコツーリズム推進協議会（花井正光）、自然保護課（富永千尋、比嘉剛）、環境省那覇自然環境事務所（小口陽介）、後藤亜樹、渡嘉敷ダイビング協会（平田春吉）、藤田喜久、宮古島マリリゾート協同組合（新村一広）、八重山サンゴ礁保全協議会（吉田稔）、WWF ジャパン（権田雅之）、沖縄県衛生環境研究所（金城孝一）
- 委任状：梶原健次、木村匡、コーラルクエスト（岡地賢）、桜井国俊、沖縄リーフチェック研究会（安部真理子）、中谷誠治
- 事務局：沖縄県環境生活部自然保護課（神谷大二郎）
- 運営委員：沖縄県環境科学センター（山川英治）
- 議事録署名人：WWF ジャパン（権田雅之）

役員22名中、上記12名の出席者（会長、副会長、理事10名）および7名の委任状により、成立要件である理事の過半数を満たしたので成立、内容を協議し決定した。

【アンダーライン部分が理事会での決定事項】

【「・」は説明事項および提言事項】

（1）理事会について（資料1）

①役員確認

- ・平成24年12月13日から新役員にて協議会の運営がスタートしており、今回から木村匡理事、宮古島マリリゾート協同組合（新村一広理事）、藤田喜久理事が加わった。
- ・沖縄エコツーリズム推進協議会では、これまで平井氏が当協議会に関わっていたが、事情により当協議会に参加できなくなったため、沖縄エコツーリズム推進協議会の花井正光氏が引き継いだ。そのため、平井氏が担っていた企画委員長についてフォローできない部分があるため、企画委員のどなたかに代わってほしいとの要望があった。
→企画委員長選出の件は、理事会議案の「(6) その他」で議論することとなった。
- ・第5回総会にて規約が改正され、会長が事務局長を任命することになっていたが、まだ任命されていないため、事務局長の任命が必要である。
→会長より、事務局長として自然保護課の神谷氏が任命され、理事会で承認された。
- ・規約上事務局長は理事会の構成員であるため、以降の議事の評決に参加することが確認された。

②理事会運営要項とメーリングリスト評決細則の確認

- ・沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会運営要綱が確認された。
- ・沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会メーリングリスト評決細則が確認された。

→メーリングリスト評決細則は以下の通り訂正することが承認された。取り消し線は削除を、アンダーライン部分は追加を表す。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会メーリングリスト評決細則

第1条 会長は本協議会理事会メーリングリスト（以下「ML」）の議長を務める。

第2条 理事会の構成員は本協議会の運営に必要と思われる事項について、「提案・表決・意見」することができる。

2 構成員は、提案・表決・意見等の審議方法について件名で区別しなければならない。

3 一つのメールで扱う提案は一件、又は関連性の強い提案内容にとどめる。

4 発案日は、原則として月曜日とする。ただし、前もって行う場合などは、メールの件名に日付（メール発信後の最初の月曜日の日付）を記載するものとする。

第3条 提案の審議期間は、特に定めない場合は7日間とする。

第4条 別に決裁の方法を定めた事項がなく、起案から7日を以て提案について審議がないものは、議長がこれを決裁し評決に付すものとする。

第5条 提案が評決に付される場合は、理事会の構成員の3／5以上の賛成を持って可決とする。ただし、その場合は、理事会の構成員の過半数の表決を必要とする。

(改行)

第6条 理事会の構成員は評決に際し、可否の表明を行う。可否の表明をせず、表決を議長又は他の理事に委任したい者はその旨を表明する。

第7条 期間中に意思の表明のない理事会構成員に対しては、表決を行う理事会構成員の総数に含めない。議長に表決を委任したものとする。

第8条 事情により ML の閲覧や投稿ができなくなった理事会構成員は事務局へ電話等により速やかに連絡をする。

第9条 可否同数の場合は議長の決裁とする。

附則

この細則は平成 23 年 12 月 19 日から施行する。

この細則は平成 25 年 5 月 28 日から施行する。

参考

表決：議案などに対して賛成・反対の意思表示をすること。

評決：評議して決めること。議決。

採決：議長が議案などについて、出席議員に賛成・反対の意思表示を求め、それを集計すること。

議決：案件について、個々の議員の賛否を集計して得られた、議会全体としての意思決定のこと。

決議：議会の意思を内外に表明すること。

決裁：承認する権限のある人が、承認若しくは否決して結論を出すこと。

< <http://www.city.aioi.hyogo.jp/gikai/page/yougokaisetu.htm> >

(2) 事務局からの報告 (資料 2)

① 寄付金申込について

- ・事務局よりルミネ荻窪店からの寄付の経緯について説明があった。
- ・寄付金の受け入れについて理事会メーリングリスト上で承認されていることを確認した。

② 会計報告

- ・事務局より、平成 24 年度の会計報告を行った。

③ 平成 25 年度事務委託について

- ・平成 24 年度同様、協議会事務局作業補助、助成事業に関する事務、会計事務、HP の維持管理の業務について沖縄県環境科学センターへの委託を検討したい。
→当該委託について、沖縄県環境科学センターとすることが理事会で承認された。

(3) 役員からの提案事項 (資料 3)

【提案事項 1】

① 役員の定数と選出について

- ・沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約について以下の変更が提案された。

	現行	変更案
会長	会員の中から互選により選出	会員の中から互選により選出
副会長	会員の中から互選により選出	会員の中から会長が任命
理事	会員の中から互選により選出	18 名は会員の中から互選により選出。 2 名は会員の中から会長が任命
監査役	会員の中から互選により選出	会員の中から会長が任命
事務局長	会員の中から会長が任命	会員の中から会長が任命

- ・協議会の運営を充実させるために規約変更の提案あった。役員選出について変更提案がある役職は、副会長、理事、監査役である。ただし、変更案に示してある会長が任命する 2 名の理事については、任命しない場合もあることが説明された。

→変更案が承認された。

→事務局は変更案をもとに、規約および選挙細則を訂正し、理事会に提案することとなった。

→規約の改定は総会での承認が必要であるため、総会の議案とすることが承認された。

【提案事項 2】

② 平成 25 年度事業計画について

- ・平成 25 年度事業計画について、理事からの提案を説明した。理事からの提案は、サンゴ礁学会や自然保護課との連携でシンポジウムなどのイベントができないか。ということと、オニヒトデ対策部会の設置と活動を事業計画としてはどうかという提案であった。
- ・事業計画のうち、サンゴ礁保全活動実践交流会の内容についてはすぐには決めることができ

ないため、今後、理事会、会員などから要望を集めて実施内容を決定したいと事務局から提案があった。

- ・このようなイベントは積極的に行うようにできたら良と意見があった。
- ・サンゴの日に関連しサンゴ週間のようなものつくって取り組みたいという意見があった。
- ・イベントの企画など、企画委員会が中心となって企画を作っていけたらとの意見があった。
- ・オニヒトデやレイシガイダマシなど食害生物対策の部会などのワーキンググループの設置について、協議会として支援していけたら良いのではないかと意見があった。
- ・平成 25 年度はサンゴ礁保全活動実践交流会を実施することとし、内容については引き続き検討し、具体化していけるようにしたい。

【提案事項 3】

③サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成申請の審査方針について

- ・サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成申請の審査方針についての提案は、議案の「(5) 平成 25 年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業」で取り扱うこととなった。

(4) 第 6 回総会について (資料 4)

①総会の日程

- ・総会の日時と場所について以下の通り承認された。

日時：平成 25 年 6 月 16 日 (日)

場所：沖縄国際大学

②総会の議案

- ・総会の議案について、事務局より「議事次第 (案)」、「議案書 (案)」の説明があった。

第 1 号議案について

- ・平成 24 年度の活動報告があればさらに追加で資料をつくることと意見があった。

第 2 号議案について

- ・収支決算報告がわかりにくいので、当初予算および収入と支出を整理し、対照表形式でわかりやすく表を作成することと意見があった。
- ・助成事業の支出内訳について、平成 23 年度の精算払いをなぜ平成 25 年度にしないといけないのかという質問があった。これは、平成 23 年度の助成事業は、平成 25 年 3 月 31 日までとなっており、その後の支払となるため、平成 25 年度に精算払いすることになる。平成 24 年度の助成事業は、平成 24 年 9 月から 1 年間で、その後の支払いとなるため、平成 25 年度に精算払いすることになる。このような事情を把握していない会員もいるため、会員がわかりやすい資料とするように修正するよう意見があった。
- ・助成事業では選定された団体すべて記載されるべきであり、辞退した団体についてもその旨を記載する必要があると意見があった。

第4号議案について

- ・平成25年度収支予算（案）中のサンゴ礁保全活動実践交流会は平成24年度の事業計画で予定されていた計画であった。そのため、今回の理事会の議案「(3) 役員からの提案事項 ②平成25年度事業計画について」で議論された活動を追加で実施する場合は、予算の増額を検討してはどうかとの意見があった。
→予算を精査し事務局から提案するように会長より指示があった。

第5号議案について

- ・今回の理事会の議案「(3) 役員からの提案事項」で承認された変更案をもとに規約を改定し、第5号議案を作成することとなった。

(5) 平成25年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業（資料5）

①各種要領と要綱

- ・サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成申請の審査方針について、審査要領の修正の提案があった。
- ・申請書類の様式が任意となっている部分は、申請者にとって申請書類を作成しづらいため、様式を作成したほうがよいとの意見があった。
- ・平成25年度事業の予算総額を300万円とすることが承認された。
- ・平成25年度事業の運営事務を沖縄県環境科学センターへ委託することが承認された。
- ・提案された「平成25年度「サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」実施要領」が承認された。
- ・提案された「平成25年度「サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」募集要領」を以下の通りとすることで、承認された。
 - ・平成25年度の予算総額を300万円とする。
 - ・任意となっている様式について、事務局が様式を作成する。
 - ・提出期限を7月22日必着とする。
- ・提案された審査要領の修正については、審査会に委任することが承認された。

②平成25年度助成事業スケジュール

- ・事務局より提案されたスケジュールが承認された。
- ・募集の時期に関しては、総会后では遅いので、次年度はもっと早く募集ができるようにしたほうが良い。今回の総会でそのことについて了承をもらっていたほうが良いとの意見があった。

③審査会メンバー

- ・事務局から提案した審査員候補に対して、事務局より個別に就任の依頼をし、就任の承諾をいただいた方を審査員として理事会に提案したい。
- ・審査会のメンバーにはサンゴ礁の専門家をいれたほうがよいとの意見があった。

④その他

- ・助成事業については、これまでの活動の総括をした方が良い。またこれまでの活動成果を共有できるよう活動報告をまとめてホームページ上に公開したほうが良い。と意見があった。

(6) その他（資料6）

- ・以下の議案が提案された。

①交流会について

②企画委員長の任命について

①交流会について

- ・総会当日に交流会を実施することが承認された。
- ・交流会の内容について、提案を募集する。

②企画委員長の任命について

- ・企画委員長は任命権のある会長が企画委員と調整することとなった。
- ・委員会に所属していない現在の理事は、積極的に委員会に所属するよう事務局より依頼があった。